アプリ申請における
本人確認書類について

身体障害者手帳（聴覚・言語）だけで申請OK！

または

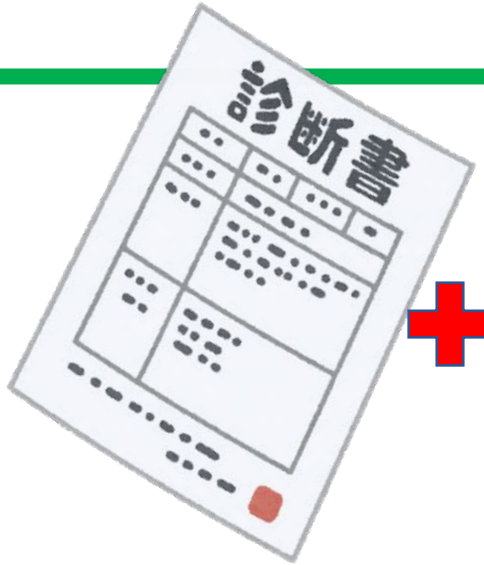

＋

本人確認書類
（氏名・生年月日・住所）

本人確認書類は1点だけでOK！

総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関

（一財）日本財団電話リレーサービス

20210622改訂

アプリ申請（個人）の流れ（6月22日より）

アプリの
ダウンロード

Googleplay
App ストア

「新規登録」より
情報の入力

身体障害者手帳または本人確認書類等の添付
（写真
もしくは
ファイル）

電話リレー用番号とパスワードを
入力いただいたご住所あてに
書留郵便等を転送不要で送付

身体障害者手帳（聴覚・言語）をお持ちの方は、手帳だけで申請できます

障害者手帳

身体障害者手帳（聴覚・言語）だけで申請OK！

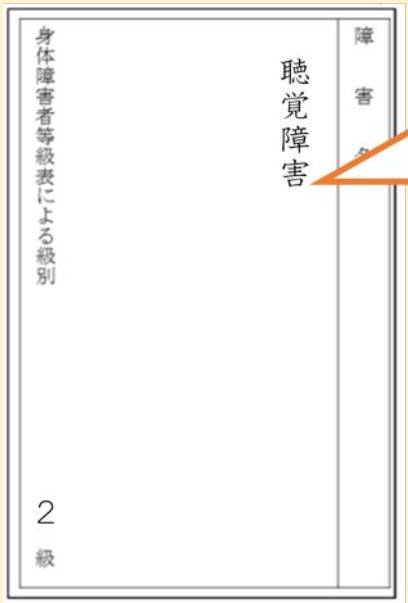

身体障害者手帳（聴覚・音声言語機能障害）の
①障害名　②氏名　③生年月日　④住所
が記載されているところを撮影した写真またはスキャンしたデータ

身体障害者手帳（聴覚・言語）をお持ちでない方は、診断書等の証明書類と、本人確認書類1種類で申請できます

本人確認書類
（氏名・生年月日・住所）

＋

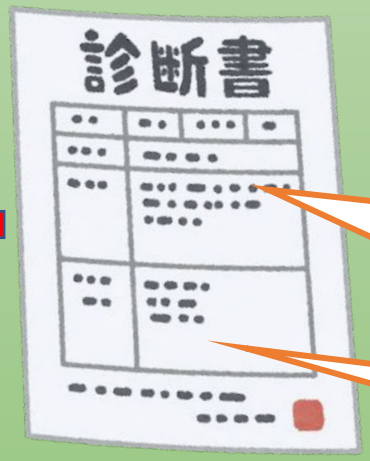

「音声電話の利用が困難であることまたは電話リレーサービスを必要とすることがわかること」の記述

文字が鮮明に読めるよう全体を撮影

電話リレーサービスを必要とすることを**証明する書類（診断書など）**を撮影した写真またはスキャンしたデータ

本人確認書類の①氏名　②生年月日　③住所がわかるところを撮影した写真またはスキャンしたデータ

本人確認書類の例
（氏名・生年月日・住所がわかるところを撮影してください）

右のどれかひとつ

運転免許証

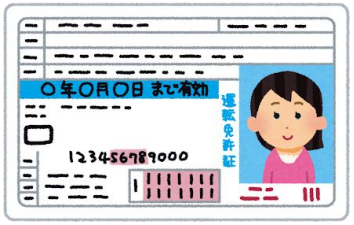

各種健康保険の
被保険者証

パスポート

国民年金手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳、

マイナンバーカード

住民基本台帳カード
在留カード
障害者手帳など

運転免許証の撮影例

表

裏(住所変更があるとき)

マイナンバーカードの撮影例

表

裏は絶対送らないでください

各種健康保険の被保険者証の撮影例

記号。番号・保険者番号・QRコードは隠して撮影

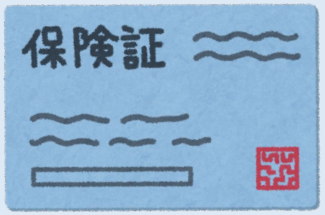

表

裏(住所の記載欄)

本人確認書類を提出するときのご注意

住所が手書きの場合・住所の記載がない場合・古い住所のままの場合は、補助書類として次の書類のいずれかを撮影して提出してください。

・ほかの本人確認書類（住民票など現在の居住地が分かる書類）
・国税又は地方税の領収書または納税証明書
・社会保険料の領収証書
・公共料金の領収証書
・日本の官公庁等の発行した書類で、官公庁または首長の捺印があるもの
※領収日または発行日が6カ月以内のもの
※氏名・住所が確認できるもの
※これ以外の補助書類を求める場合があります
わからないときは事前にカスタマーセンターまでご相談ください

利用登録者が未成年者の場合、必要となる書類等（アプリ申請）

必要書類等	必要となる書類等
様式4 法定代理人同意書兼支払名義人同意書	法定代理人（親権者）が必ず署名してください。署名したものを撮影して提出してください。
未成年者の本人確認書類等	下記のいずれか ・身体障害者手帳（聴覚・言語）の障害名・氏名・生年月日・住所がわかるところを撮影したもの ・電話リレーサービスを必要とすることを証明する書類と、本人確認書類1点を撮影したもの（撮影するところは本人確認書類の例を参考にしてください）
法定代理人の本人確認書類	・法定代理人の本人確認書類のうち、氏名・生年月日・住所がわかるところを撮影したもの ※未成年者と法定代理人の住所が違う場合、または住所が同じでも姓が違う場合は、未成年者と法定代理人の関係がわかる補助書類が必要です。（戸籍謄本など法定代理人の資格を証明する書類の原本。審査後に返却が必要な場合は返送用切手を貼付した封筒を同封してください）**書類原本の送付が必要になるので、この場合は、アプリでの申請ができません。郵送での申請をお願いします。**